

活動状況（平成22年12月31日現在）

平成22年において、労働委員会が取り扱いました事件の概況は次のとおりです。

平成22年取扱事件の概況

事 項		取扱件数	終結件数
調 整 的 役 割	① 労働争議の調整（あっせん・調停）	14（13）	12
	② 個別的労使紛争のあっせん	4（3）	4
	③ 公益事業争議予告の実情調査	66（63）	66
判 定 的 役 割	④ 不当労働行為事件の審査	12（5）	7
	⑤ 労働組合の資格審査	15（9）	10
	⑥ 非組合員の範囲の認定及び告示	—	—

* 取扱件数には前年からの繰越分を含みます。（ ）内は新規件数を表します。

活 動 内 容

① 労働争議の調整（労働組合と使用者との争議）

労使の利害関係が対立し、容易に当事者間での自主的な解決ができない場合、労働委員会が労使の間に立ち、紛争状態の労使関係を適切に調整して労使の安定を図ります。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
取 扱 件 数		6(6)	9(9)	6(4)	4(4)	14(13)
調 整 方 法	あっせん	6	8	6	4	14
	調 停	—	1	—	—	—
	仲 裁	—	—	—	—	—
終 結 件 数		6	7	6	3	12
終 結 区 分	解 決	4	5	2	2	2
	取 下 げ	1	1	2	—	4
	打 切 り	1	—	2	1	2
	不 開 始	—	1	—	—	4

* 取扱件数には前年からの繰越分を含みます。（ ）内は新規件数を表します。

② 個別的労使紛争（労働者個人と使用者との労使紛争）のあっせん

近年、雇用形態が多様化し、個人の労働者（労働組合に加入していない正規・非正規社員や派遣社員等）と使用者との個別的労使紛争が表面化しています。このため労働委員会としては平成13年10月からあっせんによる紛争解決を行っています。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
取 扱 件 数		4(4)	3(3)	2(2)	5(4)	4(3)
申 請 者	労働者	4	3	2	5	4
	使用者	—	—	—	—	—
終 結 件 数		4	3	1	4	4
終 結 区 分	解 決	1	—	1	—	—
	取 下 げ	—	1	—	—	2
	打 切 り	—	—	—	—	—
	不 開 始	3	2	—	4	2

* 取扱件数には前年からの繰越分を含みます。（ ）内は新規件数を表します。

③ 公益事業争議予告の実情調査

公益事業で争議行為をしようとする場合には、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに労働委員会及び知事にその旨を届けることとなっています。

この届出をもとに事務局において争議の実情調査を実施しています。

暦年別取扱状況（平成22年）

事業区分	件数
鉄道業	2
道路旅客運送業	9
道路貨物運送業	36
港湾運送業	2
医療業	17
計	66

④ 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、憲法第28条で保障されている労働三権をさらに具体的に保護し、助成するため、以下の使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。

ア 労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い

イ 正当な理由のない団体交渉の拒否

ウ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助

エ 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

労働組合又は労働者は、不当労働行為が行われた日から1年以内に、労働委員会に対し救済申立てをすることができます。申立てを受けた委員会は調査を行い、必要があると認めるときは、審問を開催して証人等尋問を実施し、命令を出します。また、審査の途中において和解を勧めることもあります。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
取 扱 件 数		5(2)	6(5)	11(5)	11(5)	12(5)
業 種 別 内 訳	製 造 業	—	2	2	2	1
	情 報 通 信 業	—	—	—	1	—
	卸 売 業, 小 売 業	—	—	—	—	1
	医 療, 福 祉	1	1	—	1	—
	教 育, 学 習 支 援 業	1	1	1	1	3
	公 務	—	1	2	—	—
終 結 件 数		4	—	5	4	7
終 結 内 容	和 解	3	—	2	1	—
	取 下 げ	1	—	—	2	6
	命 令・決 定	—	—	3	1	1

* 取扱件数には前年からの繰越分を含みます。（ ）内は新規件数を表します。

* 業種別内訳は、新規申立事件に係るものです。

⑤ 労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができ、行政官庁への届出や許可等の手続は必要ありませんが、

ア 不当労働行為の救済を申し立てるとき

イ 法人登記の申請を行うとき

ウ 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦するとき など

においては、労働組合法で定められた要件を備えた組合であるかどうかの労働委員会の審査が必要となります。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
取 扱 件 数		12(7)	11(10)	17(10)	10(4)	15(9)
申 請 事 由 内 訳	不 当 労 働 行 為	2	6	5	2	3
	法 人 登 記	—	1	1	2	1
	労働者委員候補者推薦	5	3	4	—	5
終 結 件 数		11	4	11	4	10

* 取扱件数には前年からの繰越分を含みます。（ ）内は新規件数を表します。

* 業種別内訳は、新規申立事件に係るものです。

⑥ 地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲の認定及び告示

地方公営企業等の職員が結成し、または加入する労働組合について、非組合員の範囲を認定し告示します。

これは地方公営企業等の労使関係は公衆の日常生活に大きく影響することから、使用者の利益代表者の範囲をあらかじめ公表することにより、労使間における紛争を少しでも減少させるためです。

平成22年に取り扱った非組合員の範囲の認定告示は0件です。